

令和4年度加古川市新型コロナウイルス感染症対策支援事業（保育環境改善等事業分）補助金交付要綱

令和4年12月1日  
こども部長決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で、令和4年度加古川市新型コロナウイルス感染症対策支援事業（保育環境改善等事業分）補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の種類等）

第2条 補助金の種類、範囲及び額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第3条 補助申請者は、規則第5条に規定する補助金の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付条件）

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （5）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- （6）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （7）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければな

らない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(実績報告)

第5条 規則第14条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 購入した備品（取得価格が3万円以上の物に限る。）の写真
- (2) 納品日及び支払したことが確認できるもの
- (3) その他対象となる経費の内容を確認できるもの

(補助金の額の確定)

第6条 規則第15条の規定により確定した補助金の額が規則第7条により通知した額（規則第13条第1項の規定により補助事業変更申請書を提出し、その承認を受けたときは、当該承認を受けた額）と同額であったときは、補助金等確定通知書による通知を省略することができる。

(補助金の返還)

第7条 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（別記様式）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日より施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

補助金の種類	補助事業名	新型コロナウイルス感染症対策支援事業								
	性質	事業費補助								
	目的	市内の認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることを目的とする。								
補助金の範囲	対象事業	<p>保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくために行う以下の事業</p> <p>ア 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業（かかり増し経費、研修受講）</p> <p>イ マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等を行う事業</p> <p>ただし、事業の実施については、以下①～②を満たすものとする。</p> <p>①感染症拡大防止を徹底するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との連絡等におけるICTの活用</li> <li>・保育等の提供に係る遊具等の消毒や、子どもが密集する状況をつくらない等の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇い上げ</li> <li>・感染症対策計画の策定、職員の体調管理や新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用</li> </ul> <p>等の取組に努めている。</p> <p>②感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施している職員への支援を図るため、原則、アの事業を実施し、職員に対する手当等の支給や物品等の購入支援を積極的に行うこと。（イの事業の実施のみにならないようにすること。）</p>								
	対象となる者	保育所等を設置又は運営する者								
	対象となる経費	新型コロナウイルス感染症対策支援事業を実施するために必要な報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金								
補助金の額	<p>対象となる経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額と以下に該当する区分の補助基準額を比較して少ない方の額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員19人以下</td> <td>300千円</td> </tr> <tr> <td>定員20人以上59人以下</td> <td>400千円</td> </tr> <tr> <td>定員60人以上</td> <td>500千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「定員」については、令和4年4月1日時点の定員とする。</p>		区分	補助基準額	定員19人以下	300千円	定員20人以上59人以下	400千円	定員60人以上	500千円
区分	補助基準額									
定員19人以下	300千円									
定員20人以上59人以下	400千円									
定員60人以上	500千円									